

解体工事に係る最低制限価格等について

解体工事の入札に係る最低制限価格等の算定方法について、下記の理由により、**令和5年4月から**改正します。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

1. 解体工事の入札が、他の工事と比較し、最低制限価格（又は失格基準価格）を下回った入札による失格が多いことについて、栗原市公共工事等入札監視委員会から指摘を受けていること。
2. 解体工事は品質を確保すべき成果品（建築物等）がないこと。
3. 他の工事と異なり産業廃棄物管理票（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であること。

【最低制限価格】

最低制限価格は、税込予定価格 130 万円以上 5,000 万円未満の工事で、一般競争又は指名競争による入札に適用します。令和5年4月から、解体工事に係る最低制限価格の算定方法を次のとおり変更します。

最低制限価格制度…最低制限価格を下回る入札は「失格」となります。

	(旧) 令和5年3月まで	(新) 令和5年4月から
最低制限価格算定方法	【全工種】 下記①から④の合計額が最低制限価格の <u>算定基礎額</u> となります。	【解体工事以外】 <u>変更なし（左記の算定方法）</u>
	① 直接工事費 × 95% ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%	【解体工事】 <u>① 直接工事費 × 75%</u> ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%
	上記の合計額（算定基礎額）にランダム係数（範囲：0.99001～1.00998）を乗じた価格が <u>最低制限価格</u> となります。 なお、算定基礎額が予定価格の90%を超えた場合は90%の価格、70%未満となった場合は70%の価格を算定基礎額とします。	

(注) 工事内容等により、上記の算定方法を使用せずに最低制限価格を設定する場合があります。

【低入札価格調査】

低入札価格調査制度は、税込予定価格 5,000 万円以上の工事の入札に適用します。
令和 5 年 4 月から、解体工事に係る調査基準価格及び最低制限価格の算定方法を次の
とおり変更します。

低入札価格調査制度・・・「失格基準価格」を下回る入札は「失格」となり、失格を除く
最低入札額が失格基準価格以上、「調査基準価格」未満の場合には、落札を保留し、その入札額での履行が可能であるかの調査
をした上で落札者を決定します。

	(旧) 令和 5 年 3 月まで	(新) 令和 5 年 4 月から
低入札価格調査 「調査基準価格」・ 「失格基準価格」 算定方法	<p>【全工種】 〈調査基準価格〉 下記①から④の合計額が調査基準価格となります。</p> <p>① 直接工事費 × 95% ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%</p> <p>〈失格基準価格〉 下記①から④の合計額が失格基準価格となります。</p> <p>① 直接工事費 × 90% ② 共通仮設費 × 85% ③ 現場管理費 × 85% ④ 一般管理費等 × 50%</p>	<p>【解体工事以外】 <u>変更なし（左記の算定方法）</u></p> <hr/> <p>【解体工事】 〈調査基準価格〉 下記①から④の合計額が調査基準価格となります。</p> <p>① <u>直接工事費 × 75%</u> ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%</p> <p>〈失格基準価格〉 下記①から④の合計額が失格基準価格となります。</p> <p>① <u>直接工事費 × 70%</u> ② 共通仮設費 × 85% ③ 現場管理費 × 85% ④ 一般管理費等 × 50%</p>
	<p>調査基準価格が予定価格の 90%を超えた場合は 90%の価格、70%未満となった場合は 70%の価格を調査基準価格とします。</p> <p>いずれの算定方法も、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てします。</p>	

(注) 工事内容等により、上記の算定方法を使用せずに調査基準価格を設定する
場合もあります。